一.国民年金法等の一部を改正
する法律(平成十六年法律
第百四号)
: : 1

三.私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十一号)	二.国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)	
26		

三.私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十一号)	二.国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)	
26		

四

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十二号)

: 31

(傍線部分は改正部分
?・波線部分は修正部分)

																		<i>55</i>		
二 平成二十一年四月から平成二十六年三月 (略)	・ (各) で除して得た数を乗じて得た額とする。	月数(四百八十を限度とする。)を四百八十	る。)に、次の各号に掲げる月数を合算した	たときは、これを百円に切り上げるものとす	切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じ	に五十円未満の端数が生じたときは、これを	条に規定する改定率を乗じて得た額(その額	かかわらず、七十八万九百円に同法第二十七	令において適用する場合を含む。)の規定に	九条の二の二第四項及び第五項並びに他の法	八条第四項、附則第九条の二第四項並びに第	の額については、同条ただし書(同法第二十	以後の月分の国民年金法による老齢基礎年金	に該当するものに支給する平成二十一年四月	よる改正後の国民年金法第二十七条ただし書	除期間を有する者であって、第四条の規定に	という。)の前月以前の期間に係る保険料免	第十条 別に法律で定める月(以下「特定月」	附則	改正後(修正後)
二 平成二十一年四月から平成二十五年三月 (略)	· (各) で除して得た数を乗じて得た額とする。	月数(四百八十を限度とする。)を四百八十	る。)に、次の各号に掲げる月数を合算した	たときは、これを百円に切り上げるものとす	切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じ	に五十円未満の端数が生じたときは、これを	条に規定する改定率を乗じて得た額(その額	かかわらず、七十八万九百円に同法第二十七	令において適用する場合を含む。)の規定に	九条の二の二第四項及び第五項並びに他の法	八条第四項、附則第九条の二第四項並びに第	の額については、同条ただし書(同法第二十	以後の月分の国民年金法による老齢基礎年金	に該当するものに支給する平成二十一年四月	よる改正後の国民年金法第二十七条ただし書	除期間を有する者であって、第四条の規定に	という。)の前月以前の期間に係る保険料免	第十条 別に法律で定める月(以下「特定月」	附則	改正後(修正前)
二 平成二十一年四月から平成二十四年三月	- (各) で除して得た数を乗じて得た額とする。	月数(四百八十を限度とする。)を四百八十	る。)に、次の各号に掲げる月数を合算した	たときは、これを百円に切り上げるものとす	切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じ	に五十円未満の端数が生じたときは、これを	条に規定する改定率を乗じて得た額(その額	かかわらず、七十八万九百円に同法第二十七	令において適用する場合を含む。) の規定に	九条の二の二第四項及び第五項並びに他の法	人条第四項、附則第九条の二第四項並びに第	の額については、同条ただし書(同法第二十	以後の月分の国民年金法による老齢基礎年金	に該当するものに支給する平成二十一年四月	よる改正後の国民年金法第二十七条ただし書	除期間を有する者であって、第四条の規定に	という。)の前月以前の期間に係る保険料免	第十条 別に法律で定める月(以下「特定月」	附則	改正前(修正前)

月数を限度とする。)の八分の七に相当すら保険料納付済期間の月数を控除して得たら保険料納付済期間の月数(四百八十か時料四分の一免除期間の月数(四百八十かまでの期間及び特定月以後の期間に係る保

兀 険料四: 並びに平成二十一年四月から平成二十六年数(四百八十から保険料納付済期間の月数 兀 た月数を控除して得た月数を限度とする。 る保険料四分の一免除期間の月数を合算 三月までの期間及び特定月以後の期間に係 定する保険料四分の一免除期間の月数を控 までの期間及び特定月以後の期間に係る保 除 平成二十一年四月から平成二十六年三月 月から平成二十六年三月までの期間 特定月の前月以前の期間 して得た月数の八分の三に相当する月数)に係る保険料四分の 分の一免除期間 の月数から前号に規 一免除期間の月 (平成二十 を除 年

田野市の前月以前の期間(平成二十一年 一四月から平成二十六年三月までの期間を除 数から前号に規定する保険料四分の一免除 期間の月数を控除して得た月数の二分の一 の月から平成二十六年三月までの期間を除 に相当する月数

の六分の五に相当する月数

六 平成二十一年四月から平成二十六年三月

る月数を限度とする。)の八分の七に相当すら保険料納付済期間の月数を控除して得たら保険料納付済期間の月数(四百八十か険料四分の一免除期間の月数(四百八十かまでの期間及び特定月以後の期間に係る保までの期間

兀 <_)の六分の五に相当する月数 兀 険料四分 までの期間 た月数を控除して得た月数を限度とする。 る保険料四分の一免除期間の月数を合算し 三月までの期間及び特定月以後の期間に係 数 並びに平成二十一年四月から平成二十五年 除 定する保険料四分の一免除期間の月数を控 平成二十一年四 |月から平成二十五年三月までの期間 特定月の前月以前 して得た月数の八分の三に相当する月数 (四百八十から保険料納付済期)に係る保険料四分の 分の一 及び特定月以後の期間に係る保 免除期間 月 の期間 から平成二十五年三月 の月数から前号に規 一免除期間 (平成二十 間 \mathcal{O} 月数 を除 \mathcal{O} 月 年

Ή. 期間 兀 数から前号に規定する保険料四分の 月から平成二十五年三月までの期間 特定月の前 相)に係る保険料四分の 当 の月数を控除 「する月数 月以前 して得た月数の二分の の期間 一免除期間の (平成二十 免除 を除 月 年

六 平成二十一年四月から平成二十五年三月

月数を限度とする。)の八分の七に相当すら保険料納付済期間の月数を控除して得たが解料四分の一免除期間の月数(四百八十かまでの期間及び特定月以後の期間に係る保

る月数

兀 三 平成二十一年四 <_ . た月数を控除して得た月数を限度とする。 る保険料四分の一免除期間の月数を合算し 三月までの期間及び特定月以後の 並びに平成二十一年四月から平成 数 兀 除して得た月数の八分の三に相当する月数 定する保険料四分の一免除期間の月数を控 険料四分の一免除期間 までの期間及び特定月以後の期間に係る保 の六分の五に相当する月数]月から平成二十四年三月までの期間 特定月の前月以前の期間 (四百八十から保険料納付済期)に係る保険料四分の一免除 |月から平成二十四 の月数から前号に規 (平成二十 期間 期間に係 簡 十四四]年三月 \mathcal{O} 月 を除 \mathcal{O} 年 年 月

Т. 兀 期間の月数を控除して得た月数の二分の 数から前号に規定する保険料四]月から平成二十四年三月までの期間を除 相当する月数 特定月の前月以前 に係る保険料四 の期間 一分の一 (平成二十 免除期間 分の 免除 の 月 年

六 平成二十一年四月から平成二十四年三月

得た月数を限度とする。)の四分の三に相 免除期間の月数を合算した月数を控除 険料納付済期間 険料半額 までの期間 当する月数 免除期間 及び特定月以後の期間に係る保 の月数及び保険料四分の この月数 回 百八十から保 して

七 までの期間 た月数の四分の一に相当する月数 る保険料半額免除期間の月数を控除して得 険料半額免除期間 平成二十一年四月から平成二十六年三月 及び特定月以後の期間に係る保 の月数から前号に規定す

八 四百八十から保険料納付済期間の月数 兀 当する月数 得た月数を限度とする。 間及び特定月以後の期間に係る保険料半額 険料四分の 免除期間の月数を合算した月数を控除 月から平 一年四月から平 特定月の前月以前の期間 に係る保険料半額免除期間 一免除期間の月数並びに平 成二十六年三月までの期間を除 成 二 十)の三分の二に 六年三月までの期 (平成二十 この月数 成 して 年 保 相

九 数を控除して得た月数の三分の一に相当す 四月から平 前号に規定する保険料半額免除期 特定月の前月以前の期間 に係る保険料半額免除期間 成二十 六年三月までの期間 (平成二十一 \mathcal{O} 間 月 を除 数 \mathcal{O} 年 月 カ

> 険料半 までの 得た月数を限度とする。)の四分の三に相 険料納付: 当する月数 免除期間の月数を合算した月数を控除 期間 額 ·済期間 免除期 及び特 間 の月数及び保険料四 の月数 定月以 後 匝 の期間に係 百八十か 分の から保 る保 して

七 までの期間 た月数の四分の一に相当する月数 る保険料半額免除期間の月数を控除して得 険料半額免除期間の月数から前号に規定す 平成二十一年四月から平成二十五年三月 及び特定月以後の期間に係る保

七

月

八 険料四: 兀 得た月数を限度とする。 四百八十から保険料納付済期間の 当する月数 免除期間の月数を合算した月数を控除 間及び特定月以後の期間に係る保険料半額 + 月から平成二十五年三月までの期間を除 特定月の前月以前の期間 一年四月から平成二十五年三月までの 分の に係る保険料半額免除期間の月数 免除期間 の月数並びに平)の三分の二に相 (平成二十一 月数 成 して 期 年 保

<_ 四月から平 数を控除して得た月数の三分の一に相当す 5 前号に規定する保険料半額免除 特定月の前 に係る保険料半額免除期間 -成二十| 月以前 Ŧī. 年三 の期間 一月までの (平成二十一 期 期間を除 \mathcal{O} 艒 月数 \mathcal{O} 年 月 カン

九

険料半. 得た月数を限度とする。)の四分の三に相 当する月数 免除期間 険料納付済期間の月数及び保険料四分の一 までの期間 -額免除期間 0 月数を合算した月数を控除 及び特定月以 この月数 後の期間に係る保 回 百八 十から保 して

八 険料四 得た月数を限度とする。 間及び特定月以後の期間に係る保険料半額 四百八十から保険料納付済期間の 四月から平成二十四年三月までの期間を除 た月数の四分の一に相当する月数 険料半額免除期間の月数から前号に規定す までの期間及び特定月以後の期間に係る保 免除期間の月数を合算した月数を控除 る保険料半額免除期間の月数を控除して得 十 平成二十一年四月から平成二十四 特定月の前月以前の期間 一年四月から平成二十四)に係る保険料半額免除期間の月数 |分の一免除期間 の月数)の三分の二に相 |年三月までの (平成二十一 並びに平 月数 年三 成 して 期 年 保

九 四月か 数を控除して得た月数の三分の一に相当す 6 前号に規定する保険料半額免除 特定月の)に係る保険料半額免除期間 5 平 前月以 成二十四 前 年三 \mathcal{O} 期間 一月までの (平成二十一 期 期間を除 \mathcal{O} 間 月 数 年 月 か

当する月数

る月数

を限度とする。 の月数を合算した月数を控除して得た月数 ら保険料納付済期間 険料四分の三免除期間 までの期間及び特定月以後の期間に係る保 一免除期間の月数及び保険料半額免除期間 平成二十一 年四)の八分の五に相当する月 月 この月数、 か この月数 ら 平 成二 保険料四分の (四百八十か 年三月

大田 では、一年四月から平成二十六年三十一 平成二十一年四月から平成二十六年三十一 平成二十一年四月から平成二十六年三十一 平成二十一年四月から平成二十六年三十一 平成二十一年四月から平成二十六年三十一 平成二十一年四月から平成二十六年三十一 平成二十二年四月から平成二十六年三十二 1

十二 特定月の前月以前の期間(平成二十 月数 する月数 除 四月から平 料半額免除期間の月数並びに平成二十 除く。)に係る保険料四分の三免除期間 年四月から平 た月数を限度とする。 特定月以 期間 保険料四分の一免除期間の月数、 (四百八十から保険料納付済期間の月 の月数を合算した月数を控除して得 後の期間に係る保険料四分の三免 戍 成二 十 二十六年三月までの期間及び 六年三月までの期間 の二分の 一に相当 保険 午年 \mathcal{O}

る月数

+

を限度とする。 の月数を合算した月数を控除して得た月数 険料四分の三免除期間の月数 ら保険料納付済期間 までの期間 一免除期間の月数及び保険料半額免除期間 平成二十 及び特定月以後の期間に係る保 年四)の八分の五に相当する月 月 この月数、 か ら平 成二 保険料四 (四百八十か 7 五. 年三 分の 月

十一 平成二十一年四月から平成二十五年三

数

控除して得た月数の八分の一に相当する月規定する保険料四分の三免除期間の月数を

保険料四分の三免除期間の月数から前号に月までの期間及び特定月以後の期間に係る

十二 特定月の前月以前の期間 数、 月数 する月数 四月から平成二十五年三月までの期間及び 除く。)に係る保険料四分の三免除期間 年 除期間の月数を合算した月数を控除して得 特定月以後の期間に係る保険料四分の三免 料半額免除期間の月数並びに平成二十一年 た月数を限度とする。 -四月から平成二十五年三月までの期間 保険料四分の一 (四百八十から保険料納付済期間 免除期間の月数、 の二分の一に相当 (平成二十 門の月 保険 な \mathcal{O}

る月数

+

を限度とする。)の八分の五に相当する月 の月数を合算した月数を控除して得た月数 ら保険料納付済期間の月数、 険料四分の三免除期間 までの期間及び特定月以後の期間に係る保 一免除期間の月数及び保険料半額免除期間 平成二十一 年四 月 か の月数 5 平成二 保険料四 (四百八十か 应 年三 分の 月

十二 特定月の前月以前の期間 月数 四月から平成二十四年三月までの期間及び 料半額免除期間の月数並びに平成二十一年 除く。)に係る保険料四分の三免除期間 年四月から平成二十四年三月までの する月数 た月数を限度とする。 除期間の月数を合算した月数を控除して得 特定月以後の期間に係る保険料四分の三免 保険料四分の一 (四百八十から保険料納付済期間 免除期間の月数、 の二分の一に相当 (平成二十 期間 保険 の 月 \mathcal{O}

十三 除期間 月数から前号に規定する保険料四 除く。)に係る保険料四分の三免除期間 一に相当する月数 四月から平 特定月の前 の月数を控除して得た月数の六分 成二十 月以 前 六年三月までの期間 の期間 (平成二十 分の三兔 \mathcal{O} を

十· 五. 月までの期間 除く。)に係る保険料全額免除期間 とする。)の二分の一に相当する月数 を合算した月数を控除して得た月数を限 \mathcal{O} から保険料 ないものとされた保険料に係るものを除 保険料全額免除期間 保険料四 の月数及び保険料四分の三免除期間の は第二項の規定により納付することを要 の三第一項又は附則第十九条第 (四百八十から保険料納付済期間 四月から平 免除期間 一免除期間 の月数並びに平成二十 次号において同じ。 特定月の前月以前の期間 平成二十一年四月から平成二十六年三 六年三月までの期間及び特定月以後の 一分の一 この月数、 納 成二十 付済期間 及び特定月以後の期間に係 の月数、 免除期間 保険 六年三月までの期間 (国民年金法第九十条 この月数、 保険料半額免除期間 十一年四月から平成 映料四分の三免除期 の月数 この月数、 (平成二十 保険料四 一項若しく (四百八十 保 \mathcal{O} 月数 の月数 険料半 月数 度 る を 分

> 十三 除く。 除期間の月数を控除して得た月数の六分の 年 月数から前号に規定する保険料四 一に相当する月数 应 月か 特定月の)に係る保険料四分の三免除 5 平 成二十 前 月以 Ŧī. 前 年三 \mathcal{O} 期 間 |月までの (平成二十 一分の 期 期 三兔 艒 間 \mathcal{O} を

十五. 十四四 <u>-</u> 十 の三第 保険料四分の一 除く。)に係る保険料全額免除期間 年 とする。)の二分の一に相当する月数 を合算した月数を控除して得た月数を限 から保険料納: ないものとされた保険料に係るものを除 月までの期間 間 額 \mathcal{O} の一免除期間 は第二項の規定により納付することを要し 保険料全額免除期間 (四百八十から保険料納付済期間 月数及び保険料四分の三免除期間の 免除 -四月から平成二十五 次号において同じ。 \mathcal{O} 特定月の前 月数 平成二十 五年三月までの期間及び特定月以後の 期間 項又は附則第十九条第 並び \mathcal{O} 月数 に平 の月数、 及び特定月以後の 付 一年四月から平成二十五年三 月以前 済期間 免除期間 成 保険 <u>一</u> (国民年金法第九十条 年三 この月数、 保険料半額免除期間 \mathcal{O} の月数 料四 期間 の月数、 年四 月までの 分の (平成二十 保険料四 期間に係 月 一項 (四百八十 アから平成の三免除期 保 \mathcal{O} 期間 写若しく 月数 | 険料半 \mathcal{O} 月数 月数 度 な 分 る

> 十三 除期間の月数を控除して得た月数の六分の 月数から前号に規定する保険料四 除く。)に係る保険料四分の三免除期間 年 一に相当する月数 中四月か 特定月の 5 平 前 成二十四 月以 前 年三月 \mathcal{O} 期間 刀までの 伞 成二 分の 期間 三免 十 \mathcal{O} を

十五. 十四四 間の 二十四年三月までの期間及び特定月以後 除く。)に係る保険料全額免除期間 年 とする。)の二分の一に相当する月数 を合算した月数を控除して得た月数を限 から保険料納付済期間の月数、 ないものとされた保険料に係るものを除 保険料全額免除期間 月までの期間 額免除期間の 保険料四 \mathcal{O} の一免除期間の月数、 は第二項の規定により納付することを要し の三第一項又は附則第十九条第 (四百八十から保険料納付済期間 -四月から平成二十四年三月までの 月数及び保険料四分の三免除期間 次号において同じ。 特定月の前月以 月数 平成二十一年四月から平成一 日分の一 が並びに平成される)月数、 及び特定月以後の 免除期間の 保険 前 -+ (国民年金法第九十条 保険料半額免除 \mathcal{O} の月数 料四 期間 年四 月数、 一分の三免除期 (平成二十 保険料四 期間に係 月 一項若しく (四百八 十四四 か 保険料半 \mathcal{O} 期間 月数、 の 0 月数 平成 月数 期 年三 間 +を 度 分 る

る。)の三分の一に相当する月数算した月数を控除して得た月数を限度とす期間に係る保険料全額免除期間の月数を合

2

第十四条 (略)

2

二十七条ただし書 は、 する費用の額に、 の額が計算されるものに限る。 係る国民年金法による老齢基礎年金(同法第 該年度における保険料免除期間を有する者に み替えて適用する場合を含む。)に掲げる額 条の規定による改正後の国民年金法第八十五 合算額とする。 に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の て適用する場合を含む。)の規定によってそ 条第一項第二号 平成二十一年度以後の各年度における第四 当分の間、 同号の規定にかかわらず、 (前条第七項の規定により読 第一号に掲げる数を第二号 (附則第十条第一項におい)の給付に要 当 2

。)に八分の一を乗じて得た数 の月数を控除して得た月数を限度とする 数(四百八十から当該保険料納付済期間 数(四百八十から当該保険料納付済期間 の月数を控除して得た月数を限度とする の月数を控除して得た月数を限度とする の月数を控除して得た月数を限度とする の月数を控除して得た月数を限度とする

る。)の三分の一に相当する月数算した月数を控除して得た月数を限度とす期間に係る保険料全額免除期間の月数を合

2 (略)

第十四条 (略)

二十七条ただし書 は、 する費用の額に、 の額が計算されるものに限る。 て適用する場合を含む。)の規定によってそ 係る国民年金法による老齢基礎年金 該年度における保険料免除期間を有する者に み替えて適用する場合を含む。)に掲げる額 条の規定による改正後の国民年金法第八十五 合算額とする。 に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の 条第一項第二号 平成二十一年度以後の各年度における第四 当分の間、 同号の規定にかかわらず、 (前条第七項の規定により読 第一号に掲げる数を第二号 (附則第十条第一項におい) の給付に要 (同法第 当

で、)に八分の一を乗じて得た数で、)に八分の一を乗じて得た数を限度とするを、四百八十から当該保険料納付済期間数(四百八十から当該保険料的分の一免除期間の月数を控除して得たりの一免除期間の月の月数を控除して得た数と合算した数で、)に八分の一を乗じて得た数で、)に八分の一を乗じて得た数で、)に八分の一を乗じて得た数で、)に八分の一を乗じて得た数で、

る。)の三分の一に相当する月数算した月数を控除して得た月数を限度とす期間に係る保険料全額免除期間の月数を合

2 (略

第十四条 (略)

2

二十七条ただし書 係る国民年金法による老齢基礎年金 該年度における保険料免除期間を有する者に は、 み替えて適用する場合を含む。)に掲げる額 に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の する費用の額に、 の額が計算されるものに限る。) の給付に要 て適用する場合を含む。)の規定によってそ 条第一項第二号 条の規定による改正後の国民年金法第八十五 合算額とする。 平成二十一年度以後の各年度における第四 当分の間、 同号の規定にかかわらず、 (前条第七項の規定により読 第一号に掲げる数を第二号 (附則第十条第一項におい (同法第 当

次に掲げる数を合算した数

。)に八分の一を乗じて得た数の月数を控除して得た月数を限度とする数(四百八十から当該保険料納付済期間期間に係る保険料四分の一免除期間の月期間に係る保険料四分の一免除期間の月期間をでの期間及び当該特定月以後の

口 四分の一免除期間の月数を合算した月数 年四月から平成二十六年三月までの期間 期間を除く。 を控除して得た月数を限度とする。)に 及び当該特定月以後の期間に係る保険料 納付済期間の月数並びに当該平成二十 除期間の月数 十二分の一を乗じて得た数 当該 年四月から平 い特定月の前)に係る保険料四分の一免 (四百八十から当該保険料 成二十 月以前 の期間 六年三月までの 伞 成

口

当

該

特

定月の

前

月以前

 \mathcal{O}

期間

伞

成

限度とする。)に四分の一を乗じて得た 期間に係る保険料四分の一免除期間の月数の 四百八十から当該保険料納付済期間の月数(四百八十から当該保険料納付済期間の月数(四百八十から当該保険料納付済期間の月数(数を合算した月数を控除して得た月数を 数を合算した月数を控除して得た月数を

期間 済期間 該特定月以後の期間に係る保険料半額免 間の月数 期間を除く。)に係る保険料半額免除 十一年四月から平 当該特定月の前月以前の期間 平 の月数並びに当該平成二十一年四 成 の月数、 (四百八十から当該保険料納付 一十六年三月までの期間 当該保険料四分の 成二十六年三月まで 伞 及び当 免除 成 期 月 \mathcal{O}

> 年四 四分の一免除期間の月数を合算した月数 除期間の月数 を控除して得た月数を限度とする。 及び当該特定月以後の期間に係る保険料 納付済期間の月数並びに当該平成二十 期間を除く。 十二分の一を乗じて得た数 + |月から平成二十五年三月までの期間 年四月から)に係る保険料四分の一免 (四百八十から当該保険 平 成二十五年三 一月まで に 料 \mathcal{O}

限度とする。 数を合算した月数を控除して得た月数 四百八十から当該保険料 期間に係る保険料半額免除期間の月数 数及び当該保険料四分の一免除期間の 年三月までの期間及び当該特定月以後 当該平成二十一年四月から平 に四分の一を乗じて得た 納付済期間 成二 干 \mathcal{O} を 月 月 \mathcal{O} 五. $\overline{}$

済期間 該特定月以後の期間に係る保険料半額免 間の月数 カン 期 期間を除く。) に係る保険料半額免除 十一年四月から平成二十五年三 訚 当該特定月の前 5 平 \mathcal{O} この月数、 成 月数並びに当該平成二十一年四 (四百八十から当該保険料納 一十五年三月までの期間 当該保険料四 月以前 \mathcal{O} 期間 分の 月までの 伞 及び当 免除 成 月 付 期 \mathcal{O}

> 口 四分の一免除期間の月数を合算した月数 年四月から平成二十四年三月までの期間 期間を除く。 を控除して得た月数を限度とする。) 及び当該特定月以後の期間に係る保険料 納付済期間の月数並びに当該平成二十 除期間の月数 十一年四月から 十二分の一を乗じて得た数 当該 (特定月の)に係る保険料四分の一免 (四百八十から当該保険料 平 前 成二十四 月以 前 \mathcal{O} 期間 年三月までの 伞 成二 に

限度とする。)に四分の一を乗じて得た 数を合算した月数を控除して得た月数 数及び当該保険料四分の一免除期間 四百八十から当該保険料納 期間に係る保険料半額免除期間の月数 年三月までの期間及び当該特定月以後 当該平成二十一年四月から平 付済期間 成 \mathcal{O} \mathcal{O} 应 月 を 月 \mathcal{O}

該特定月以後の期間に係る保険料半額免 から 済期間の月数、 間の月数 期間を除く。)に係る保険料半額免除 十一年四月から平成二十四 当該特定月の前月以 艒 平 0 成 月数並びに当該平成二十一年四 (四百八十から当該保険料納 十四四 [年三月までの 当該保険料四 前の 期間 [年三月まで]の 期間 分の 伞 及び 免除 成 期 付 月

ホ ら 平 間の月数並びに当該平成二十一年四月 免除期間の月数、 除期間の月数 期間を除く。 度とする。 を合算した月数を控除して得た月数を限 月数及び当該保険料半額免除期間 の月数、 期間に係る保険料四分の三免除期間 て得た月数を限度とする。) 免除期間の月数を合算した月数を控除 特定月以後の期間に係る保険料四分の三 納付済期間の月数、 十一年四月から平成二十六年三月までの 年三月までの期間及び当該特定月以後 を乗じて得た額 当該特定月の前月以前の期間 当該平成二十一年四月から平成二十六 (四百八十から当該保険料納付済期間 成二十六年三月までの期間及び当該 当該保険料四分の一)に八分の三を乗じて得た数)に係る保険料四分の三免 (四百八十から当該保険料 当該保険料半額免除期 当該保険料四分の に四分の 免除期間 (平成二 この月数 の月 カュ \mathcal{O}

期間に係る保険料全額免除期間(国民年年三月までの期間及び当該特定月以後のト 当該平成二十一年四月から平成二十六

乗じて得た数得た月数を限度とする。)に六分の一を除期間の月数を合算した月数を控除して

ホ 納付済期間の月数、 除期間の月数 度とする。 を合算した月数を控除して得た月数を限 数 期間に係る保険料四分の三免除期間 て得た月数を限度とする。)に四分の 免除期間の月数を合算した月数を控除 特定月以後の期間に係る保険料四分の三 ら平成二十五年三月までの期間及び当該 間の月数並びに当該平成二十一年四 免除期間の月数、 期間を除く。 十一年四月から平成二十五年三月までの 月数及び当該保険料半額免除期間の \mathcal{O} 年三月までの期間及び当該特定月以 を乗じて得た額 り月数、 当該特定月の前月以前の期間 当該平成二十一年四月から平成二十五 (四百八十から当該保険料納付済期 当該保険料四分の一)に八分の三を乗じて得た数 (四百八十から当該保険 に係る保険料四分の三免 当該保険料半額免除期 当該保険料四分の 免除期 (平成 月数 月 艄 \mathcal{O} 後 料 間 月 カュ \mathcal{O} \mathcal{O}

乗じて得た数得た月数を限度とする。)に六分の一を除期間の月数を合算した月数を控除して

ホ 間の月数並びに当該平成二十一年四月か 免除期間の月数、 納付済期間の月数、 除期間の月数 期間を除く。 度とする。)に八分の三を乗じて得た数 を合算した月数を控除して得た月数を限 月数及び当該保険料半額免除期間の月数 の月数、当該保険料四分の一免除期 数 期間に係る保険料四分の三免除期間 を乗じて得た額 て得た月数を限度とする。)に四分の 免除期間の月数を合算した月数を控除 特定月以後の期間に係る保険料四分の三 年三月までの期間及び当該特定月以 十一年四月から平成二十四年三月までの 当該特定月の前月以前の期間 |平成二十四年三月までの期間及び当該 当該平成二十一年四月から平成二十四 (四百八十から当該保険料納付済期間)に係る保険料四分の三免 (四百八十から当該保険 当該保険料半額免除期 当該保険料四分の (平成) 簡 \mathcal{O} 後 月 \mathcal{O} \mathcal{O}

期間に係る保険料全額免除期間(国民年年三月までの期間及び当該特定月以後の・当該平成二十一年四月から平成二十四

3

(略)

3

(略)

(略)

略

月数及び当該保険料四分の三免除期間 期間の月数、 料に係るものを除く。 を限度とする。)に二分の一を乗じて得 月数を合算した月数を控除して得た月数 済期間の月数、 付することを要しないものとされた保 (T) 月数 項若しくは第二項 (四百八十から当該保険料 当該保険料半額免除期間 当該保険料四分の一免除 チにおいて同じ。 の規定により 納付 \mathcal{O} \mathcal{O}

金法第九十条の三第

項又は附則

第十

チ 期間 数並びに当該平成二十一年四月から平成月数、当該保険料四分の三免除期間の月 た数 月数を合算した月数を控除して得た月数 間 期間を除く。 を限度とする。 以後の期間に係る保険料全額免除 済期間の月数、 十一年四月から平 日の月数 当該特定月の前月以前の期間 の月数、 六年三月までの期間及び当該特定 (四百八十から当該保険料納 当該保険料半額免除期間 に係る保険料全額 当該保険料四分の 成 に三分の一を乗じて得 二十六年三月まで (平成 期間 一免除 免除 月 付 \mathcal{O} 期

> た数 条第 を限度とする。) 済期間の月数、 料に係るものを除く。 月数を合算した月数を控除して得た月数 月数及び当該保険料四分の三免除期間 期間の月数、 付することを要しないものとされた保 金法第九十条の三第 の 月数 項若しくは第二項 (四百八十から当該保険料 当該保険料半額免除期間 当該保険料四分の一免除 に二分の一を乗じて得 項 チにおい 文は附則 の規定により て同じ。 第十九 納付 納 \mathcal{O} \mathcal{O}

チ 月数、 期間 期間を除く。 た数 月数を合算した月数を控除して得た月数 以後の期間に係る保険料全額免除期間 二十五年三月までの期間 数並びに当該平成二十 済期間の月数、 間 を限度とする。 十一年四月から平成二十五年三月までの この月数 当該特定月の前月以前の の月数、 当該保険料四分の三免除期間の (四百八十から当該保険料 当該保険料半額免除 に係る保険料全額免除 当該保険料四分の に三分の 一年四 及び当 期間 一を乗じて得 月か 該 伞 以特定月 ら平 が期間 免除 納付 成 成月 期 \mathcal{O}

> 期間 条第一 済期間の月数、 料に係るものを除く。 付することを要しないものとされた保険 を限度とする。)に二分の一を乗じて得 月数を合算した月数を控除して得た月数 月数及び当該保険料四分の三免除期間の 金法第九十条の三第 0) 月数 の月数、 項若しくは第二項の規定により (四百八十から当該保険料納付 当該保険料半額免除期間 当該保険料四分の一免除 チにおい 項又は附則第十九 て同じ。 納 \mathcal{O}

た数 月数を合算した月数を控除して得た月数 数並びに当該平成二十一年四 月数、 期間の月数、 済期間の月数、 間の月数 期間を除く。 を限度とする。 以後の期間に係る保険料全額免除期間 十一年四月から平成二十四年 一十四年三月までの期間及び当該 当該特定月の前月以前の 当該保険料四分の三免除期間の (四百八十から当該保険料納 当該保険料半額免除 当該保険料四分の に係る保険料全額免除 に三分の一を乗じて得 期間 |月か 三月まで 伞 以特定月 ら平成 が期間 免除 成 月 付 期 \mathcal{O}

一 (略)

3

(略)

- 9 -

チ

の特例)
おける基礎年金の国庫負担に関する経過措置(平成二十一年度から平成二十五年度までに

第十四条の二 ほか、 三分の一に相当する額を除く。 四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要 号及び第九号を除く。 四条の規定による改正後の国民年金法第八十 項及び第三項の規定により読み替えられた第 国民年金法第八十五条第一項第一号及び第三 則第三十四条第二項及び第三項の規定により 算額及び同項第五号に規定する老齢年金 掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合 する費用の額に同号イに掲げる数を同号ロ 法附則第三十四条第一項各号 条第二項に規定する額並びに昭和六十年改正 五条第一項第一号及び第三号に掲げる額 並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二 する費用の一部に充てるため、 事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要 成二十五年度までの各年度における国民年金 付に要する費用に係る同号ハに規定する額 ついて、 み替えられた第四条の規定による改正後 前条第一項並びに昭和六十年改正法附 附則第十三条第七項及び前条第 国庫は、 平成二十 に掲げる額 (第一号、第六 当該各年度に \mathcal{O} 年度から平 合算額 (同項第 一の給 一項 前 \mathcal{O} \mathcal{O}

の特例)
に対しては、
の特例)

第十四条の二 (改正なし)

| おける基礎年金の国庫負担に関する経過措置(平成二十一年度から平成二十三年度までに

の特例

第十四条の二 ほか、 国民年金法第八十五条第一項第一号及び第三 則第三十四条第二項及び第三項の規定により 三分の一に相当する額を除く。 算額及び同項第五号に規定する老齢年金の給 掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合 四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要 号及び第九号を除く。 条第二項に規定する額並びに昭和六十年改正 四条の規定による改正後の国民年金法第八十 項及び第三項の規定により読み替えられた第 並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第 事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要 読み替えられた第四条の規定による改正後の 付に要する費用に係る同号ハに規定する額 する費用の額に同号イに掲げる数を同号ロ 法附則第三十四条第一項各号 五条第一項第一号及び第三号に掲げる額 ついて、附則第十三条第七項及び前条第一項 する費用の一部に充てるため、 成二十三年度までの各年度における国民年金 前条第一項並びに昭和六十年改正法附 国庫は、)に掲げる額 平成二十 (第一号、第六)の合算額の 当該各年度に 一年度から平 (同項 第 に 前 \mathcal{O}

二項 な財 計財 第四 三条第一 平成二十二年度にあっては平成二十二年度に 三年法律第百十七号) らの復興のための施策を実施するために必要 られる繰入金を活用して、 に関する法律 法律第十七号) の繰入れの特例に関する法律 めの公債 て、 額に相当する額を負担する。この場合にお びに前条第二項に規定する額の合算額との 項並びに昭 号に掲げる額並 確保するものとし 定により適用する同条第一項の規定により おける財政運営のための公債の発行の特例 っては財政運営に必要な財源の確保を図るた 十五条第一項第一号及び第三号に掲げる額 亚 合算額と附 する公債の発行による収入金を活用して -成二十三年度にあっては東日本大震災 及び第 **鶭源の確保に関する特別措置法** 当該額については、平成二十一年度にあ 政融資資金勘定から一 条の規定による改正後の国民年金法第 項の規定により、 の発行及び財政投融資特別会計 和六十年改正法附則第三十四条第 三項 則第十三条第七項及び前条第 (平成二十二年法律第七号) びに前 第三条第一項の規定により、 の規定により読み替えられ 平 第六十九条第二項の規 成二十四年度及び平成 条第二項に規定 般会計に繰り入れ 確保するもの 財政投融資特別 (平成二十 (平成二十 する から 一年 秶 第 差

らの復興のための施策を実施するために必要 られる繰入金を活用して、 三条第一項の規定により、 平成二十二年度にあっては平成二十二年度に びに前条第二項に規定する額の合算額との 項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第 号に掲げる額並びに前条第二項に規定する額 確保するものとする。 定により適用する同条第 三年法律第百十七号) な財源の 計財政融資資金勘定から に関する法律 法律第十七号) の繰入れの特例に関する法律 めの公債の発行及び財政投融資特別会計 て、 額に相当する額を負担する。この場合にお 第四条の規定による改正後の国民年金法第八 行する公債の発行による収入金を活用して おける財政運営のための公債の発行の特例 っては財政運営に必要な財源の確保を図 十五条第一項第一号及び第三号に掲げる額 三項 亚 合算額と附則第十三条第七項及び前条第 当該額については、平成二十一年度にあ -成二十三年度にあっては東日本大震災か 、及び第三項の規定により読み替えられ 確保に関する特別措置法 (平成二十二年法律第七号) 第三条第一項の規定により、 第六十九条第二項 一項の規定により 般会計に繰り入れ 財政投融資特別会 確保するもの (平成二十 (平成二十 の規 口るた 一年 カン 第 並 発 5 差 た

(条文なし)

二十五年度にあっては財政運営に必要な財源に十五年度にあっては財政運営に必要な財源により発行する公債の発行に関する法律(平成二十四年法律第一号)第三条第一項の規定により発行する公債の発行の特例に関す

担に関する経過措置の特例)(平成二十四年度における基礎年金の国庫負

第十四条の三 げる額、 四条第 除く。 各号 十四 を乗じて得た額の合算額及び同項第五号に規 掲げる数を同号ロに掲げる数で除して得た数 号ハに規定する額 寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに びに昭和六十年改正法附則第三十四条第一項 えられた第四条の規定による改正後の国民年 年度について、 る国民年金事業に要する費用のうち基礎年 定する老齢年金の給付に要する費用に係る同 に掲げる額 金法第八十五条第 給付に要する費用の 条第二項及び第三 (第 の合算額のほか 一号、 附則第十四条第二項に規定する額並 項並びに昭和六十年改正法附則第三 (同項第四号に規定する者に係る 国庫は、 附則第十三条第七項及び第十 第六号及び第九号を除く。 の三分の 項 第 一項の規定により読み替 平成二十四年度におけ 部に充てるため、 号及び第三号に掲 前条前段の規定 に相当する額を 金

(新規)

担する。 行及び交付により行うものとする。 例により算定して得た差額に相当する額を負 ついては、次条第二項の規定による国債の発 この場合において 当該額の負担に

(国債の交付)

第十四条の四 る。 負担を行うため、 政府は、 国債を発行することができ 前条前段の規定による

2 額及びその運用収入に相当する額として政令 政府は、 前項の規定により、 予算で定める

相当する額の国債を発行し、 で定めるところにより算定した額の合算額に これを年金積立

金管理運用独立行政法人に交付するものとす

働大臣が国民年金法第七十六条第一項の規定 る。この場合において、当該国債は、厚生労 として年金積立金管理運用独立行政法人に対 により年金特別会計の国民年金勘定の積立金

3 子とする。 第一項の規定により発行する国債は、 無利

し寄託したものとみなす。

4 は、 ことができない。 第一項の規定により発行する国債について 譲渡、 担保権の設定その他の処分をする

第二項の規定により交付した国債の償還の

5

請求、

償還に要する費用の財源その他の償還

(新規)

6 に係る事項 第 項 は から前項までに定めるもの 及び当該国 別 に法 債 定 める。 0 返還に 、係る事 Ó ほ カシ 項

な事項は、財務省令で定める。第一項の規定により発行する国債に関し必要

第十六条の二

特定年度の前年度が平成二十六

第十六条の二 う、 算定して得た差額に相当する額を、 る費用の一部に充てるため、 年度を除く。 制上の措置を講じた上で国庫の負担とするよ 業に要する費用のうち基礎年金の給付に要す 定年度の前年度まで 年度以後の年度である場合において、 Ł いて附則第十四条の二前段の規定の例により のとする。 必要な法制上及び財政上の措置を講ずる)の各年度における国民年金事 特定年度の前年度が平成 (平成二十四年度以前 当該各年度につ 必要な税 当該 十五 特 \mathcal{O}

2 期間 るものとする。 る保険料免除期間 礎年金の額の計算においては、当該期間に係 係る保険料免除期間の月数の算定と同様に取 年四月から平 に係る保険料免除期間 前項の場合において、 (平成二十五年三月以前の期間を除く。 れるよう 成 \mathcal{O} 必要な法制 二十五年三月までの 月数につい 特定月の前月までの を有する者の老齢基 上の て、 措置を講ず 平成二十 の期間に

2

前

項の場合において、

特定月の前月までの

2

 خ

Ł

のとする。

制上の措置を講じた上で国庫の負担とするよ

必要な法制上及び財政上の措置を講ずる

算定して得た差額に相当する額を、

必要な税

いて附則第十四条の二前段の規定の例により

る費用の一部に充てるため、

当該各年度につ

業に要する費用のうち基礎年金の給付に要す

年度を除く。

)の各年度における国民年金事

(平成二十五年度以前

 \mathcal{O}

定年度の前年度まで

- 度以後の年度である場合において、

当該特

期間

伞

成二十六年三月以前の期間を除く。

るものとする。

扱わ

れるよう、

必

要な法制

上の

措置を講

係る保険料免除期間

の月数の算定と同様

に取

年四月から平

成

六年三月までの期間

る保険料免除期間の月数について、

平成二十

礎年金の額の計算においては、当該期間に係

に係る保険料免除期間を有する者の老齢基

第十六条の二 制上の措置を講じた上で国庫の負担とするよ 算定して得た差額に相当する額を、 業に要する費用のうち基礎年金の給付に要す 年度を除く。 る費用の一部に充てるため、 定年度の前年度まで 年度以後の年度である場合におい いて附則第十四条の二前段の規定の例により 必要な法制上及び財政上の措置を講ずる 特定年度の前年度が平成)の各年度における国民年金事 (平成二十三年度以 当該各年度に て、 必要な税 当 前の 十四四 該 特

期間 う、 るものとする。 係る保険料免除期間の月数の算定と同様に取 礎年金の額の計算においては、当該期間に係 る保険料免除期間 ものとする。 年四月から平 に係る保険料免除期間を有する者の 扱われるよう、 前項の場合において、 (平成二十四年三月以前の期間を除く。 成 **の** 必要な法制上の 二十四年三月までの 月数について、 特定月の前月までの 措置を講ず 平成二十 が期間に 老齢基

関する経過措置の特例)
『生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に(平成二十一年度から平成二十五年度までの

第三十二条の二 規定する額との差額に相当する額を負担する 十四四 平成二十五年度までの各年度における厚生年 度にあっては平成二十二年度における財政 融資特別会計からの繰入れの特例に関する法 源の確保を図るための公債 成二十一年度にあっては財政運営に必要な財 る改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に 第七条の規定による改正後の厚生年金保険法 られた第七条の規定による改正後の厚生年金 年金拠出金の一部に充てるため、 会計財政融資資金勘定から一 第三条第 営のための公債の発行の特例等に関する法律 律第三条第一項の規定により、 規定により読み替えられた第七条の規定によ 第八十条第一項に規定する額と前条第六項 保険法第八十条第一項に規定する額のほか、 に 金保険の管掌者である政府が国民年金法第九 この場合において、 こついて、 条の二第一 前条第六項の規定により読 項 の規定により、 項の規定により負担する基礎 国庫は、 当該額については、 平成二十 の発行及び財政投 般会計に繰り入 財政投融資特別 平成二十二年 当該各年度 年度から み替え 亚 運 \mathcal{O}

> 関する経過措置の特例) 厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に(平成二十一年度から平成二十三年度までの

第三十二条の二 (略)関する経過措置の特例)

関する経過措置の特例) 厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に(平成二十一年度から平成二十三年度までの

第三十二条の二 度にあっては平成二十二年度における財政 源の確保を図るための公債の発行及び財政 規定する額との差額に相当する額を負担 られた第七条の規定による改正後の厚生年 について、 年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度 第三条第 営のための公債の発行の特例等に関する法律 律第三条第一項の規定により、 融資特別会計からの繰入れの特例に関する法 成二十一年度にあっては財政運営に必要な財 る改正後の厚生年金保険法第八十条第 規定により読み替えられた第七条の規定によ 第八十条第一項に規定する額と前条第六項 第七条の規定による改正後の厚生年金保険 保険法第八十条第一項に規定する額のほ 平成二十三年度までの各年度における厚生年 会計財政融資資金勘定から一 十四条の二第一項の規定により負担する基礎 金保険の管掌者である政 この場合において、 項の 前条第六項の規定により読み替え 規定により、 国庫は、 当該額については、 府が国民年金法第九 平成二十 般会計に繰り入 財政投融資特別 平成二十二年 年度か 一項 する か 亚 運 投 · 金 12 法 6 \mathcal{O}

れられる繰入金を活用して、確保するものとし、平成二十三年度にあっては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十九条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとし、平成二十四に必要な財源の確保を図るための公債の発行に必要な財源の確保を図るための公債の発行に必要な財源の確保を図るための公債の発行に必要な財源の確保を図るための公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする。

(条文なし)

拠出金の国庫 この場合にお 算定して得た差額に相当する額を負担する。 定により読み替えられた第七条の規定による 同年度につい 担する基礎年金拠出金の 定する額 改正後の厚生年金保険法第八十条第 年金法第九十四条の二第 ける厚生年金保 (平成 一十二条の三 次条第二項の規定による国債の発行及び交 のほ 兀 か 1 7 負担に関する経過措置の 年 国庫は、 険 度 附則第三 前条前段の規定の の管掌者である政府が国 \mathcal{O} 当 厚生 該額 平 年 成 項の規定により負 金保 の負担については 十二条第六項の規 部に充てるため、 一十四年度にお 険 \mathcal{O} を基礎年 例により 項に規 特例 民 金

を活用して、確保するものとする。
と、平成二十三年度にあっては東日本大震災し、平成二十三年度にあっては東日本大震災し、平成二十三年度にあっては東日本大震災ル、平成二十三年度にあっては東日本大震災のでは東日本大震災により発行する公債の発行によるものとれられる繰入金を活用して、確保するものとれられる繰入金を活用して、確保するものとれられる繰入金を活用して、確保するものとれられる場外の企業を活用して、確保するものとれられる場所にあっては東日本のとする。

新規

第三十二条の四 る負担を行うため、 政府は、 国債を発行することがで 前条前段の規定によ

2 法人に対し寄託したものとみなす。 の積立金として年金積立金管理運用独立行政 項の規定により年金特別会計の厚生年金勘定 働大臣が厚生年金保険法第七十九条の三第 る。この場合において、当該国債は、厚生労 金管理運用独立行政法人に交付するものとす 相当する額の国債を発行し、 額及びその運用収入に相当する額として政令 で定めるところにより算定した額の合算額に 政府は、 前項の規定により、 これを年金積立 予算で定める

3 子とする。 第一項の規定により発行する国債は、 無利

4 ことができない。 は、 第一項の規定により発行する国債について 譲渡、 担保権の設定その他の処分をする

請求、 に係る事項及び当該国債の返還に係る事項に いては、 償還に要する費用の財源その他の償還

5

第二項の規定により交付した国債の償還の

別に法律で定める。

第二項から前項までに定めるもののほか、

6

(新規)

割合の引上げのための措置)(厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担)

四条の二第一項の規定により負担する基礎年 保険の管掌者である政府が国民年金法第九十 の年度を除く。)の各年度における厚生年金 特定年度の前年度まで 法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。 を講じた上で国庫の負担とするよう、 た差額に相当する額を、 ついて前条前段の規定の例により算定して得 金拠出金の一部に充てるため、 六年度以後の年度である場合において、 一十二条の三 特定年度の前年度が平成二十 平 必要な税制上の措置 成二十五年度以前 当該各年度に 必要な 当該

に関する法律の適用に関する経過措置)(廃止前の国民年金特別会計法及び特別会計

2·3 (略) 第五十六条 (略)

次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲の適用については、前項の規定によるほか、各年度における特別会計に関する法律の規定4 平成二十一年度から平成二十五年度までの

な事項は、財務省令で定める。第一項の規定により発行する国債に関し必要

割合の引上げのための措置)(厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担

第三十二条の五 ずるものとする。 るよう、 四条の二第一項の規定により負担する基礎年 特定年度の前年度まで より算定して得た差額に相当する額を、 金拠出金の一 保険の管掌者である政府が国民年金法第九十 \mathcal{O} 五年度以後の年度である場合におい な税制上の措置を講じた上で国庫の負担とす ついて附則第三十二条の二前段の規定の例に (年度を除く。) の各年度における厚生年金 必要な法制 部に充てるため、 特定年度の前年度が平成 上及び財政 (平成二十四年度以 当該各年度に 八上の措置を講 て、 当該 必要 <u>一</u> 一 前

に関する法律の適用に関する経過措置)(廃止前の国民年金特別会計法及び特別会計

2·3 (略)

第

五十六条

略

4 (改正なし)

割合の引上げのための措置)(厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担

第三十二条の三 四条の二第一項の規定により負担する基礎年 保険の管掌者である政府が国民年金法第九十 特定年度の前年度まで 四年度以後の年度である場合におい 法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。 を講じた上で国庫の負担とするよう、 た差額に相当する額を、 金拠出金の一部に充てるため、 \mathcal{O} ついて前条前段の規定の例により算定して得 (年度を除く。) の各年度における厚生年金 特定年度の前年度が平成 (平成二十三年度以 必要な税制上の措置 当該各年度に て、 必要な 当該 十 前

に関する法律の適用に関する経過措置)(廃止前の国民年金特別会計法及び特別会計

第五十六条 (略)

2·3 (略)

次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲の適用については、前項の規定によるほか、各年度における特別会計に関する法律の規定

句とする。	げる字句は、
	それぞれ同表の下欄に掲げる字

(表略)

(表略) 句とする。 げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字

(傍線部分は改正部分	
・波線部分は修正部分	

(平成二十一年度から平成二十三年度までの(平成二十一年度から平成二十三年度までの)	行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院第八条の二 国又は独立行政法人造幣局、独立例) 基礎年金拠出金の負担に関する経過措置の特基での第八条の二十一年度から平成二十三年度までの	(平成二十一年度から平成二十五年度までの(平成二十一年度から平成二十五年度までの
額」とする。 規定により読み替えて適用する場合を含む。 の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に相当する額」とあるのは、「号中「の二分別では、同号中「の二分	額」とする。 類により読み替えて適用する場合を含む。 の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に相当する額」とあるのは、同号中「の二分の一に対しては、同号中「の二分の一に対して、一つの一に対して、一つの一に対して、一つの一に対して、一つの一に対して、一つの一に対して、一つの一に対して、一つの一に対して、一つの一つでは、一つの一つでは、一つの一つでは、一つの一つでは、一つの一つでは、一つの一つでは、一つの一つでは、一つの一つでは、一つの一つでは、一つの一つでは、一つの一つでは、一つの一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、	親定により読み替えて適用する場合を含む。別定により読み替えて適用する場合を含む。別により読み替えて適用する場合を含む。
6 平成十九年度から特定年度(国民年金法等の前年度までの各年度における法第九十九条度をいう。附則第十三条第七項に規定する特定年の一部を改正する法律(平成十六年法律第百の一部を改正する法律(平成十六年法律第百の一部を改正する法律(平成十六年法律第百の一部を改正する法律(平成十六年法律第百の前年を表表)	、芸才川等に一条)に 別第八条の六において 十三条第七項に規定す する法律(平成十六年 する法律(平成十六年	6 平成十九年度から特定年度(国民年金法等の前年度までの各年度における法第九十九条度をいう。附則第十三条第七項に規定する特定年の一部を改正する法律(平成十六年法律第百の一部を改正する法律(平成十六年法律第百の一部を改正する法律(平成十六年法律第百の一部を改正する法律(平成十六年法律第百の一部を改正する法律(平成十六年法律第百の一部を改正する法律(平成十六年度)というによりによっている。
2~5 (略) 第八条 (略) (基礎年金拠出金の負担に関する経過措置) 財 則	2~5 (略) 第八条 (略) (基礎年金拠出金の負担に関する経過措置) 附 則	2~5 (略) 第八条 (略) (基礎年金拠出金の負担に関する経過措置) 附 則
改正前(修正前)	改正後(修正前)	改正後(修正後)

運営の との 5 律 年度にあっては平成二十二年度における財 に て同じ。 金を活用して、 資 特例に関 発行及び財 運営に必要な財 に 定める額と前条第六項の規定により読み替 ところにより、 えて適用する場合を含む。 附則第二十 み替えられた法第九十九条第三項 各年度について、 る基礎年金拠出 第九十四 金勘 規 構若 れた法第九十九条第三項第二号に定める額 お 伞 差額 沈定によ いて、 五年 険管 第三条第一 7 成 、ては、 しくは ため 定 から <u>一</u> 十 度までの各年度にお 理 する法律 に相当する額を負担 条の二第 に定める額のほ 当 条の三 \mathcal{O} 政 機 投融 T該額 公債 平成二十一 構 独 年 項 法第九十九条第三項 確 般 財 源 金 は 立. 第四 の確保を 会計 法 の規定 前条第六項の規定により 二項 行政 保するものとし 政 \mathcal{O} のうち国の負担に係 0 資特別会計 の発行の 平 亚 投 律第七号) 成二十 部に充てるため、 に繰 融 項 の規定により 成 法 年度にあ により、 を図るため 人郵 資特別会計 の規定により読 <u>-</u> 特例等に関 か、 ŋ 以下この からの 入れ する。 便 v て 国 年 政令で定 年 貯 第三条第 法 (第二号 亚 度 っては財 ら 金 の繰入れ 条にお この 律第 成 平 れ 財政 \mathcal{O} 第 納 民 か 成 年金法 簡易 る繰 する法 二 十 二 公債 るも 二号に 付され 5 場 当該 十七 み替 平成 融 8 法 読 項 政 政 合 る 入 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} え 生

条におい 条第 律第. 繰入れ こ の えて適品 第九 機構若 係るものについては、 二十三年 れ 財 関する法律 け \mathcal{O} 定める額との 読み替えられた法第九十九条第三 で定めるところにより、 附則第二十 み替えられた法第九 る基礎年金拠出 命 成二十二年度にあ ては財政 第二号に定める額と前条第六項の 各年度につい 公債 る繰入金を活用 る 政 保 十四 **一融資資** 場合において、 険管 財 + 項 の発行 政 七号) しくは \mathcal{O} 1 用する場合を含む。 特例 (運営に必要な財 運 \mathcal{O} て同じ。 条の二第二項 度 理 規 条の三 金勘 営の 機 までの各年度にお 棄 差額 定により に関 て、 構 第三条第 及び財政 独 ため 成 定 金 は 立. 一第四項 する法律 前条第六項の規定により して から \mathcal{O} <u>二</u>十 っては平成二十二年 に相当する額を負 行 当該額 に定める額のほか、 十九条第三項 り \mathcal{O} 平 政 投融 公債 平成二十 部に充てるため、 の規定により 成 法 年 般 財 項 源 法第九十九条第三項 \mathcal{O} 人郵 確保するものとし <u>二</u>十 いのうち の規定に 会計 政 法 \mathcal{O} 資特別会計 \mathcal{O} 以下この 規定により読み 棄 発行の 投 律第 確保を図 便 成二十 、 て 国 融 年 貯 第二号 操り 年 国 項 七号) 規定により 資特別会計 度 により、 金 - 度にあ 条及び次 特例 民年 担 第 $\overline{\mathcal{O}}$ 納 カ 一度にお 図るため 入れ 付され 負 , する。 から 5 簡 一号に 等に 一金法 易 年 担 政令 亚 第 当 (法 亚 替 読 該 法 \mathcal{O} 成 生 b 0

律

金を活用

確保するものとし

平

成二十

資 \mathcal{O}

運営の 機構若 号) において、 との て同 第九 命保 年度にあっては平成 特例に関 運営に必要な財源の られた法第九十九条第三項 定める額と前条第六項の規定により読み替 ところにより、 えて適用する場合を含む。 附則第二十条の三 み替えられた法第九十九条第一 発行及び財政投融資特別会計から については、 各年度につい る基礎年金拠出 二十三年 (金勘定) 規定により、 伞 十四 ľ 差額に相当する額を負担する。 険管理 第三条第一 成 ため しくは独立 度までの各年度におい か する法律 条の二第 <u>二</u>十 に定める額のほ 5 当該額のうち国の負担に係るも \mathcal{O} て、 公債の 構 平成二十一 年 金の一 般会計 項 法第九十九条第三項 財 は 第四 行政 政 前条第六項の規定により 法 \mathcal{O} 二項 棄 発行の 律第七 規定により、 確保を図るため 投融資特別会計財政 平 二十二年度における財 成 項 の規定により に繰り 成 部に充てるため、 法 年度にあっては Ó 人郵 <u>二</u> 十 一 十 一 か、 号) 第 特 以下この 規定により 例等に関する法 便 入 一号に定め ハれら て国民 年 項 第 政令で定め 年 貯 第二号 平 法 \tilde{O} 度 三条第 金 律第 繰入 この 条にお 成二 第 納 \mathcal{O} ħ か 付され 年金法 読 簡易生 る繰 公債 5 一号に 平 <u>十</u> 二 ħ 財 場 融資 る 4 当 (法 合 替 該 項 政 Ł 額 る 読 入 \mathcal{O} 政 成 \mathcal{O} \mathcal{O}

用する同条第一項の規定により発行する公債 を活用して、 規定により発行する公債の発行による収入金 の発行による収入金を活用して、 保に関する特別措置法 ための施策を実施するために必要な財 三年度にあっては東日本大震災からの るための公債の発行の特例に関する法律(平 にあっては財政運営に必要な財源の 百十七号) 一十四年法律第 平成二十四年度及び平成二十五年度 第六十九条第二項の規定により適 確保するものとする。 (平成二十三年法律第 号 第三条第 確保するも 確保を図 復興 源 の確の 0

保するものとする。

保するものとする。

保するものとする。

保するものとする。

(条文なし)

関する経過措置の特例)(平成二十四年度の基礎年金拠出金の負担に

第八条の三 規定 国民 ため、 項第二号に定める額のほか、 して得た差額に相当する額を負担する。 ころにより 命保険管理機構 機構若しくは独立行政法人郵便貯金・ 行政法人国立印刷局 、納付される基礎年金拠出金の により読み替えら 年金法第九十四条の一 同年度に 国又は独立行政法人造幣局、 前 条前 つい は、 平成 段 て 独立 \mathcal{O} れた法第九十九条第三 規 附則第八条第六項 第二 一十四年度にお 行政 定 \mathcal{O} 政令で定めると 法 例により算定 項 部に充てる 人国立 の規定によ 簡易生 この 病院 独 \mathcal{O} 7 小.

> の発行による収入金を活用して、確保するも 用する同条第一項の規定により発行する公債 用する同条第一項の規定により発行する公債 の発行による収入金を活用して、確保する の発行による収入金を活用して、確保する のをする。

(新規

込みにより行うものとする。で交付並びに附則第八条の五の規定による払び交付並びに附則第八条の五の規定による国債の発行及

(国債の交付)

行することができる。担のうち国に係るものを行うため、国債を発用の条の四、政府は、前条前段の規定による負

子とする。 第一項の規定により発行する国債は、無利

員共済組合連合会に交付するものとする。

ことができない。 は、譲渡、担保権の設定その他の処分をする 第一項の規定により発行する国債について

な事項は、財務省令で定める。 第二項から前項までに定めるもののほか、

(新規)

(条文なし)

(国の負担する額等の国家公務員共済組合。

(新規

払込み)

第八条の五 算で定める額を控除 1) により国が負担すべ るところにより、 に相当する額として政令で定めるところによ 、算定した額 償還が行われ 国は \mathcal{O} 合算額に達するまでの金額 る年度に 附則第八条の三前段の規定 前 き額 した額及びその 条第五項に規定する国債 から お 前 条第 運用収入 項 で定 Ō

の措置)(基礎年金拠出金の負担割合の引上げのため)

国家公務員共済組合に払い込むものとする。

第八条の三

特定年度の前年度が平成二十六年

(基礎年金拠出

金の負担割合の引上げのため

度以後の年度である場合において、当該特定

年度の前年度まで

(平成二十五年度以前の年

第八条の六 立行政法 刷局 の負担とするように、 基礎年金拠出金の一 度を除く。)の各年度において国民年金法第 年度の前年度まで 度以後の年度である場合におい は独立行政法人造幣局、 により算定して得た差額に相当する額を国又 年度について附則第八条の二前段の規定の 九十四条の二第二項の規定により納付される 独立行政法人国立病院機構若しくは独 人郵 特定年度の前年度が平成二十五年 便 貯 金 (平成二十四年度以前の年 部に充てるため、 国の負担に係るものに 簡易生命保険管理 独立行政法人国立印 て、 当該特定 当該各 7機構 例

るように、

国の負担に係るものについては必 簡易生命保険管理機構の負担とす

便貯金

法人造幣局、

独立行政法人国立印刷局

独立

行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人

年度について前条前段の規定の例により算定

して得た差額に相当する額を国又は独立行政

基礎年金拠出金の一部に充てるため、

当該各

九十四条の二第二項の規定により納付される度を除く。)の各年度において国民年金法第

シ措置) (基礎年金拠出金の負担割合の引上げのため)

第八条の三 るように、 郵便貯金・ 年度について前条前段の規定の例により算定 基礎年金拠出金の一部に充てるため、 九十四条の二第二項の規定により納付される 度を除く。)の各年度において国民年金法第 年度の前年度まで 度以後の年度である場合において、 行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人 法人造幣局、 して得た差額に相当する額を国又は独立行政 国の負担に係るものについては必 簡易生命保険管理機構の負担とす 特定年度の前年度が平成 独立行政法人国立印刷局 (平成二十三年度以 当該特定 当該各 十四四 前 独立 の年 年

する。 、これらの独立行政法人の負担に係るものに るよう必要な法制上及び財政上の措置を講じ 要な税制上の措置を講じた上で国の負担とす ついては必要な法制上の措置を講ずるものと

> 措置を講じ、これらの独立行政法人の負担にの負担とするよう必要な法制上及び財政上の 係るものについては必要な法制上の措置を講

ずるものとする。

ついては必要な税制上の措置を講じた上で国

する。 、これらの独立行政法人の負担に係るものに るよう必要な法制上及び財政上の措置を講じ 要な税制上の措置を講じた上で国の負担とす ついては必要な法制上の措置を講ずるものと

過措置の特例) 基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経(平成二十一年度から平成二十五年度までの

第一 財政 平成二十二年度における財政運営のための公 この場合において、 二第二項の規定により納付する基礎年金拠出 年法律第七号) 債の発行の特例等に関する法律 項の規定により、 融資特別会計からの繰入れの特例に関する法 源の確保を図るための公債の発行及び財政投 成二十一年度にあっては財政運営に必要な財 る金額との差額に相当する金額を補助する。 適用する新共済法第三十五条第一項に規定す る金額と前条第六項の規定により読み替えて のほか、 る新共済法第三十五条第一項に規定する金額 金 確保するものとし、 振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の 十五年度までの各年度における日本私立学校 一条の二 前条第六項の規定により読み替えて適用す 会計に繰り入れられる繰入金を活用 一の一部に充てるため、 (平成二十一年法律第十七号) 《投融資特別会計財政融資資金勘定から 新共済法第三十五条第一項に規定す 国は、 第三条第一 平成二十二年度にあっては 平成二十一年度から平成一 当該金額については、平 平成二十三年度にあって 当該各年度につい 項の規定により (平成二十二 第三条第 . T

> 過措置の特例) 基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経(平成二十一年度から平成二十三年度までの

第二条の二(略)

過措置の特例) 基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経(平成二十一年度から平成二十三年度までの

第二条の二 年法律第七号) 債の発行の特例等に関する法律 平成二十二年度における財政運営のための 項の規定により、 融資特別会計からの繰入れの特例に関する法 源の確保を図るための公債の発行及び財政投 この場合において、当該金額については、 る金額との差額に相当する金額を補助する。 適用する新共済法第三十五条第一項に規定 のほか、 る新共済法第三十五条第一項に規定する金額 金の一部に充てるため、 確保するものとし、 般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、 財政投融資特別会計財政融資資金勘定から 成二十一年度にあっては財政運営に必要な財 る金額と前条第六項の規定により読み替えて 振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の 十三年度までの各年度における日本私立学校 一第二項の規定により納付する基礎年金拠 前条第六項の規定により読み替えて適用す (平成二十一年法律第十七号) 第三条第 新共済法第三十五条第一項に規定す 国は、 第三条第一 平成二十二年度にあっては 平成二十一年度から平成二 平成二十三年度にあって 当該各年度につい 項の規定により (平成二十二 亚 公 7 出

措置法 十四年度及び平成二十五年度にあっては財政 項の規定により発行する公債の発行による収 施するために必要な財 する公債の発行による収入金を活用して、 発行の特例に関する法律 運営に必要な財源の確保を図るための 入金を活用して、 十九条第二項の規定により適用する同条第 するものとする 号) (平成二十三年法律第百十七号) 第六 第三条第 確保するものとし、平成一 源 項の規定により発行 の確保に関する特別 (平成二十四年法律 公債の

は

東日本大震災からの復興のための施策を実

(条文なし)

玉 の補助に関する経過措置 成 兀 年 度 \mathcal{O} 基 礎 年 1の特例) 金 拠出 金 に 対する

第

する。 規定する金額 替えて適用する新共済法第三十五条第 礎年金拠出金の 本私立学校振興 行及び交付により行うものとする。 より算定して得た差額 一条の三 いては、 V) 十四条の二第 Ę この場合において、 附則第二 次条第三 国は、 のほ 一項の規定により納付する基 条第六項 部に充てるため 共済事業団が国民年金法第 平 か 成二 項 の規定による国債の 前条前段の規定の 12 一十四年度における日 相当する金額を補助 当該金額の の規定により読み 同年度に が補助に 例に 項 発

(新規

第二条の三 国は、特定年度の前年度が平成二引上げのための措置) (基礎年金拠出金に対する国の補助の割合の	(子文文)	
第二条の五 国は、特定年度の前年度が平成二引上げのための措置) (基礎年金拠出金に対する国の補助の割合の	(国債の交代) 2 政府は、前項の規定により、予算で定める金額及びその運用収入に相当する金額として政令で定めるところにより算定した金額の合するとする。 日本私立学校振興・共済事業団に交付するものとする。 「ことができない。」 「に係る事項及び出保権の設定その他の処分をする。」 「に係る事項及び当該国債の返還に係る事項ににより発行する国債についてに係る事項及び当該国債の返還に係る事項にでいてに係る事項に、別に法律で定める。」 「に係る事項は、財務省令で定めるもののほか、財務省令で定めるもののほか、財務省令で定める。」	
第二条の三 国は、特定年度の前年度が平成二引上げのための措置) (基礎年金拠出金に対する国の補助の割合の	教技	

及び 四条の二第二項の規定により納付する基礎年 立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十 前の年度を除く。)の各年度における日本私 該特定年度の前年度まで 置を講じた上で補助するよう、 た差額に相当する金額を、 ついて前条前段の規定の例により算定して得 金拠出金の一部に充てるため、当該各年度に 十六年度以後の年度である場合において、 財政上の措置を講ずるものとする。 (平成二十五年度以 必要な税制上の措 必要な法制 当

する。 四条の二第二項の規定により納付する基礎年 該特定年度の前年度まで 要な法制 税制上の措置を講じた上で補助するよう、 算定して得た差額に相当する金額を、 金拠出金の一 立学校振興· 前の年度を除く。)の各年度における日本私 ついて附則第二条の二前段の規定の例により 十五年度以後の年度である場合におい 上及び財政上の措置を講ずるもの 部に充てるため、 共済事業団が国民年金法第九十 (平成二十四年度以 当該各年度に 必要な 必

て、

当

四条の二第二項の規定により納付する基礎年 該特定年度の前年度まで 及び財政上の措置を講ずるものとする。 置を講じた上で補助するよう、必要な法制: た差額に相当する金額を、 立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十 前の年度を除く。)の各年度における日本私 ついて前条前段の規定の例により算定して得 金拠出金の一部に充てるため、当該各年度に 十四年度以後の年度である場合におい (平成二十三年度以 必要な税制上の て、 措 当

(傍線部分は改正部分
・波線部分は修正部分)

度以後の年度である場合において、当該特定 度別条の三 特定年度の前年度が平成二十六年 第八の措置) の措置) の の の の の り の り し の し し の し し の し し の し し の し し の し し の し し し し の し	及から平成二十五年度までの 負担に関する経過措置の特 一度までの各年度において国 一条第三項第二号に定める額 一条第三項第二号に定める額 一条第三項第二号に定める額 一条第三項第二号に定める額 一十三条第三項第二号に定める額 一十三条第三項第二号に定める額 一十三条第三項第二号に定める額 一十三条第三項第二号に定める額 一十三条第三項第二号に定める額 一十三条第三項第二号に定める額	改正後(修正後)
度以後の年度である場合において、当該特定第八条の三 特定年度の前年度が平成二十五年の措置) (基礎年金拠出金の負担割合の引上げのため	附 則	改正後(修正前)
度以後の年度である場合において、当該特定第八条の三 特定年度の前年度が平成二十四年の措置)		改正前(修正前)

を講ずるものとする。 年度の前年度まで(平成二十五年度以前の年年度の前年度まで(平成二十五年度以前の年 を講ずるものとする。)

を講ずるものとする。 とするよう、必要な法制上及び財政上の措置 特た差額に相当する額を地方公共団体の負担 年度について前条の規定の例により算定して 基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各 とするよう、必要な法制上及び財政上の措置 とするよう、必要な法制上及び財政上の措置 を講ずるものとする。 年度の前年度まで

(平成二十四年度以前

の年

を講ずるものとする。

を講ずるものとする。

を講ずるものとする。

を講ずるものとする。

を講ずるものとする。

を講ずるものとする。

を講ずるものとする。

を講ずるものとする。